

令和 8 年 5 月 28 日  
静岡県企業局東部事務所

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括  
民間委託業務（更新支援型）長期包括運営委託に係る  
モニタリング結果について（令和 7 年度）

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託業務（更新支援型）長期包括運営委託において、契約約款第 30 条（発注者によるモニタリング）の規定により実施したモニタリングの結果は以下のとおりです。

1 委託内容

- (1) 名 称 ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託業務（更新支援型）長期包括運営委託
- (2) 受注者 ウォーターエージェンシー・大豊建設・建設技術研究所ふじさん工業用水道事業運転・維持管理共同企業体
- (3) 契約期間 令和 6 年 8 月 27 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- (4) モニタリング期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 モニタリングについて

モニタリング基本計画書に基づき次のとおり実施する。

(1) 目的

本委託の運転・維持管理業務期間中、受注者（運転・維持管理事業者）が、契約書及び要求水準書等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を安定的に充足できていることを確認することを目的とする。

(2) モニタリングの体制

モニタリングは、①県によるモニタリング、②運転・維持管理事業者によるセルフモニタリングにより構成される。

① 県によるモニタリング

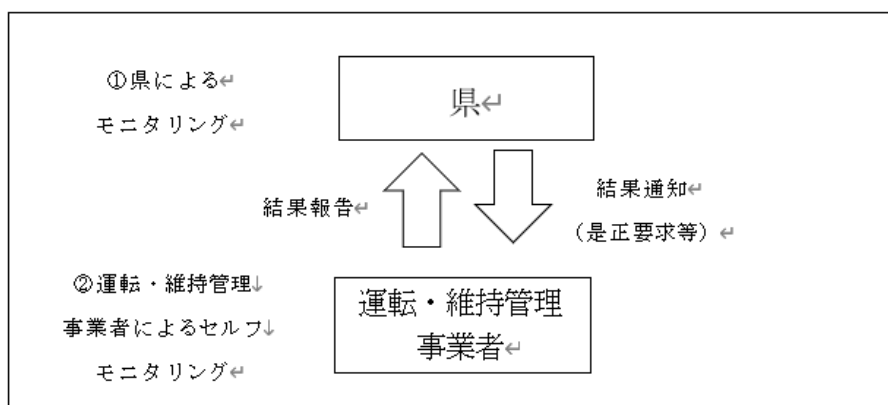
県は、運転・維持管理事業者によるセルフモニタリングの結果

を踏まえ、書面、会議体、現地確認によりモニタリングを行う。

② 運転・維持管理事業者によるセルフモニタリング

運転・維持管理事業者は、自らが作成したセルフモニタリング実施計画書に基づき、要求水準の充足状況についてセルフモニタリングを行う。

モニタリングの体制



3 モニタリング結果

項目	結果
関係法令及び基準・仕様等に遵守・準拠した維持管理	要求水準を充足できていることを確認した。
要求水準書に示す業務内容の遂行、運転・維持管理	要求水準を充足できていることを確認した。
要求水準書に示す見込水量、計画水質等を満足する運転管理	要求水準を充足できていることを確認した。

4 参考資料

別紙 モニタリング結果確認表

5 その他

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）建設工事は、本モニタリングの対象外